

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が始まりました

○ 認可外保育施設を利用する子どもたち

保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた方が対象です（父・母等、児童のすべての保護者に就労等の保育を必要とする理由が必要です。）。

3 歳児から 5 歳児クラスの児童は月額 37,000 円まで、0 歳児から 2 歳児クラスの住民税非課税世帯の児童は月額 42,000 円までの利用料が無償化されます。

※クラス年齢とは、4 月 1 日現在の年齢となります。

## 令和5年度 長久手市認可外保育施設通所助成金のご案内

長久手市では、保育が必要な生後満 6 か月から 2 歳児クラスの児童が認可外保育施設に通所しているご家庭に、利用料等の一部を助成しています。

1 支給対象 ※クラス年齢とは、4 月 1 日現在の年齢となります。

認可外保育施設に入所している生後満 6 か月から 2 歳児クラスの児童を養育する保護者で、認可外保育施設の月額保育料（月極）が、長久手市の認可保育施設に通所した際の月額保育料（当該年度で算定）を上回る方。

2 対象となる児童の範囲

- ・認可外保育施設（児童福祉法第 35 条第 3 項の認可を受けていない施設）に入所している保育が必要な生後満 6 か月から 2 歳児クラス（R2・4・2 以後の出生）の児童。  
（家庭で保育ができる場合は、対象となりません。）
- ・長久手市内に住民票があること。

★「保育が必要」とは、児童の保護者のいずれもが保育することができない場合で、かつ同居の親族その他の者も児童を保育することができないと認められる場合が該当します。認可保育所の入所要件と同じです。（求職活動は除く。）

【具体例】

- 昼間、居宅外で仕事をするを常としている
  - ・ 休憩を除く月 60 時間以上の就労
- 昼間、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事を常としている（内職は対象外）
  - ・ 休憩を除く月 60 時間以上の就労
- 出産の前後
  - ・ 出産予定月の前 2 か月、出産月、出産月の後 2 か月の範囲内
- 病気、負傷、又は、精神若しくは身体に障害を有している
- 長期にわたり、同居の親族を常時（月 60 時間以上）介護している

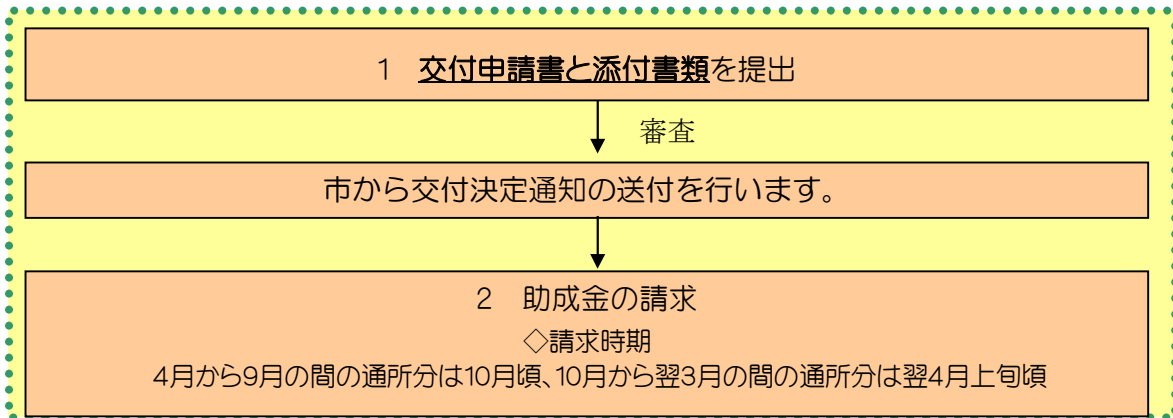
3 支給金額

長久手市認可外保育施設通所助成金基準額表に定める金額（基本額）を助成します。ただし、利用料等（認可外保育施設に支払う保育料（延長保育料を含む）と昼食代の合計）を上限とします。なお、無償化の対象となる方は、基本額から無償化によって得られる金額を引いた額を助成します。（途中入所・退所などにより、支給要件を満たす日数が 16 日未満の場合は、日額のみ支給。）

## 【基本額】

市町村民税所得割課税額により、月額 50,000 円から 1,000 円までの区分けがあります。  
令和5年度の課税額で階層区分を決定します。（助成金基準額表を参照）

## 4 手続きの流れ



## 5 必要書類

### ① 申請時

交付申請書、通園証明書（年度ごとの提出要）、保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書、診断書等、母子手帳の写し）

※養育する児童と別居している場合や就労先が変更になった場合など、必要に応じて追加で提出いただく書類があります。

### ※課税証明書の添付が必要な方

令和5年1月2日以降に本市に転入された方は、令和5年1月1日に住民登録があった市町村で発行する令和5年度市町村民税課税証明書（課税対象の保護者が必要です。）

※申請は随時受付けていますので、支給要件を満たしましたら申請できます。

**令和5年度分の申請の締切日は、令和6年3月31日です。（当日消印有効）（年度毎に申請要）**

### ② 請求時

請求書、施設利用料領収等証明書、就労日数実績証明書（請求時期に送付します。）

※ただし、領収書や就労日数が分かる書類が他にありましたら代用可能な場合があります。

## 6 受給資格の消滅

次のときは受給資格がなくなりますので、受給資格消滅届を提出してください。

- ・児童が長久手市から転出したとき
- ・児童が亡くなったとき
- ・児童が認可外保育施設を退所したとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・保育が必要でなくなったとき

◎詳細については市役所子ども未来課にお問合せください。

問合先 長久手市役所 子ども部子ども未来課

TEL 0561-56-0615

